

## 東京医療保健大学の環境整備に関する実施計画

### 【目標】

1. 本学の教育理念・教育目標・教育目的を達成するために必要な施設・設備等の整備を図る。
2. 教育研究環境の整備・充実に努める。
3. 施設・整備等の円滑な維持・管理に努める。

### 【中期展望】

1. 各学部・各学科・各研究科における教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた講義室・実習室・実験室・演習室の設備及び実験・実習に必要な施設の一層の整備・充実に努めることとする。  
なお、平成 23 年度に受審した大学評価において大学基準協会から教育研究等環境に関して「医療保健学部の演習室は極めて狭いので、学生の学修に配慮した環境を整えるよう改善が望まれる。」と指摘されたことから、医療保健学部演習室の拡充整備に鋭意努めることとする。
2. 教育研究等を支援する環境等の整備・充実に努める。
  - ・各キャンパスをつなぐ学内 LAN 及びデスクネットの円滑な整備に努める。
  - ・各キャンパスにおいては、バリアフリーに配慮した施設・設備の改修を推進する。
  - ・各キャンパスの施設・設備の維持管理は、法令に基づき適切に行うとともに、施設・設備の老朽化に対応した適切な整備を図る。
  - ・各学部・各学科・各研究科の実験・実習に当たっては、安全面での注意を徹底するとともに、実験・実習室及び設備の管理・責任体制の徹底を図る。
3. 災害防災対策規程及び各キャンパス震災等災害対応マニュアルに基づき、教職員及び学生の安全確保を図るとともに、本学の施設・設備・土地等を災害から保護する方策を講ずることとする。

### 【平成 23 年度整備計画】

#### ○五反田キャンパス

- ・ G304・G305 教室のプロジェクター更新（9 月）。
- ・ 体育館の冷暖房設備設置（12 月）。

- 世田谷キャンパス
  - ・ A202・A203・A301・A302・A401 教室のプロジェクター更新（9月）。
  - ・ 老朽化している別館教室の扉の交換（8～9月）。
  - ・ 体育館の冷暖房設備設置。
- 国立病院機構キャンパス
  - ・ 新校舎の改修移転工事。
- 学生寮
  - ・ なでしこ寮の厨房及び食堂の改修。
  - ・ 和敬寮の増築。
- 震災等災害対応マニュアルに定める地震災害時における防災体制の周知徹底を図る。
  - ・ 防災訓練の実施。
  - ・ 緊急対応の備蓄品の整備。
  - ・ 薬品等危険物の保管及び管理の徹底。

#### 【平成 24 年度整備計画】

- 五反田キャンパス
  - ・ 体育館の冷暖房設備設置。
- 世田谷キャンパス
  - ・ 体育館の冷暖房設備設置。
  - ・ 新館屋上の防水工事及びウッドデッキ等の改修。
  - ・ 別館屋上の防水工事。
  - ・ 別館空調設備の改修。
- 国立病院機構キャンパス
  - ・ HM206 教室に液晶モニター等設置。
  - ・ 緊急対応の備蓄品の整備（防災訓練を併せ実施）。

#### 【平成 24 年度追加整備計画】

- 五反田キャンパス
  - ・ 第二別館のエレベーターに戸開走行保護装置の設置（予定）。
  - （実費経費を見積り依頼中、25 年度に実施することもある）
- 世田谷キャンパス
  - ・ 本館のエレベーターに戸開走行保護装置の設置（予定）。
  - （実費経費を見積り依頼中、25 年度に実施することもある）
- 国立病院機構キャンパス
  - ・ 本館及び研究棟のエレベーターに戸開走行保護装置の設置（予定）。
  - （実費経費を見積り依頼中、25 年度に実施することもある）

#### 【平成 25 年度整備計画】

- ① 演習室等の拡張のために五反田及び世田谷校舎周辺で賃借物件の確保を図る。
- ② 各キャンパスエレベーターに戸開走行保護装置を設置する。
- ③ 世田谷キャンパスについては次の整備を行う。
  - ・ 別館屋上の防水最終工事。
  - ・ 別館教室等の照明設備をLED照明等に改修。
- ④ 国立病院機構キャンパスについては別館 5 階に演習室等 9 室を整備する。

#### 【平成 26 年度整備計画】

- ① 世田谷校舎の演習室等の拡張のために世田谷校舎周辺で賃借物件の確保を図る。
- ② 五反田キャンパス及び国立病院機構キャンパスのエレベーターに戸開走行保護装置を設置する。
- ③ 世田谷キャンパスについては各教室の音響設備等の不具合を点検し整備を行う。
- ④ 国立病院機構キャンパスについては HM306・HM307 教室に液晶モニター等の音響設備を整備する。

#### 附則

この実施計画は、平成 23 年 10 月 19 日から施行する。

#### 附則

平成 24 年度の実施計画は、平成 24 年 7 月 18 日から施行する。

#### 附則

この実施計画は、平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

#### 附則

平成 25 年度の実施計画は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

#### 附則

平成 26 年度の実施計画は、平成 26 年 5 月 14 日から施行する。